

議会議員

様へ

外国人のみに許された年金の脱退一時金の制度運用と 生活保護の将来負担に関する地方財政からの調査要望

私たち日本人は年金を解約することができませんし、可能だとしても解約してしまえば老後は大変なことになるでしょう。無年金・低年金の方が量産され、結果として生活保護が急増すれば地方財政がひっ迫することは想像に難くありません。

最近、知ったのですが外国人のみは公的年金を解約することができ、脱退する際に一時金を得ることができるそうなのです。かなりの額で数年で50～100万円を得ることができる指摘されています。調べてみると帰国する外国人は年金を受け取れないため、掛け捨てにするのは可哀そうだからという特例的な制度だったそうです。

しかし問題点は、再度の入国を妨げていないため、運用実態としては①日本で働き厚生年金・国民年金に加入し一定期間を積み立てて、②帰国を条件に解約して一時金として得て、③再度入国して我が国で働き、①～③を繰り返して④老後は無年金外国人となり将来的には生活保護の一択となっているというのです。

かつ、外国人の年金脱退を国が許した件数が膨大となっており、その規模が72万件（過去十年間の累計）と、無視できない数字だとの指摘がなされています。ある市議会で一般質問したところ国勢調査ベースであるとして答弁を得て発覚した数字なのですが、ここから波及して（総理所信表明演説に対する）自由民主党の代表質問にも発展しました。さらには全国市長会の幹部まで国会議員から報告を受け、市長会（令和5年11月15日）にて委員長報告に含め、方針決定したとのネットで発信されています。ネットで発信しているのは、代表質問に臨んだ国会議員や市長会で委員長報告を行った市長自身、問題を迫及した市議ら、当事者らによるものです。

その中で特に強く説明・主張されているのが永住者の問題であり、これは米国のグリーンカード同様に永続的に我が国に在留する資格です。永住者であっても“脱退一時金”を使うことができ、（転居などをしない限りは）“永住者は当自治体に老後まで住み続ける”ことの蓋然性が高いこととなります。本人の意思で何度も年金を解約すれば一時金を得ることができ（対して日本国民である私たちは得ることができず、例

(納税者として議員各位への要望)

えば解約してニーサに積み立てるなどはできませんし)、そして老後は無年金または極めて低年金状態に置かれるわけであり、結果としては生活保護の一択しか生活手段がないということになります。にわかに信じがたい運用ですが、果たして本当なのかを調べて頂きたいというお願いです。運用改善を国に訴える意見書案と共に関係資料の一式を全自治体に発送したとのことですから、議会事務局において資料の有無を確認して頂けないでしょうか？

関係資料の一式には、国会における代表質問の厚生労働大臣答弁も含まれており、私も国会中継の動画で確認しました。そのため永住者も脱退一時金を使うことができることは恐らくは事実なのでしょうが、議事録を見ても私たち有権者には判断が付きません。特定の自治体だけなのか、我が街でも同様なのか気になって仕方ありません。事実であれば当自治体の納税者としても看過できないものです。

我が国には相当数の外国人労働者がおりますが、彼らは入国時は就労ビザ・留学ビザ等であったとしても10年の我が国への滞在などの条件を満たせば永住者資格の申請が可能で、または帰化することもできます。就労ビザ等は生活保護の対象ではありませんが、永住者になったり帰化してしまえば保護対象となるのであり、それが日本人であれ外国人であれ、就労できない状態の無年金高齢者については自治体側の裁量で断ることは不可能な運用なのではないでしょうか。永住者資格を得ることができれば職業選択が自由となりビザの更新も不要になるため、外国人を雇っている企業は永住者になることを奨励しているとも指摘されています。当自治体にて就労している外国人も、行政に寄らず民間都合でどんどん永住者になっていくように思います。

これはネット上で流行する、いわゆる排外主義とは別の問題です。サンフランシスコ講和条約で日本領ではなくなった地域に対して当面の間は福祉制度の帰属を選択できるという件（いわゆる特別永住者の問題）とは異なるからです。戦後70年を超えて継続していることに異議はありますが、脱退一時金を使っている一位の中国や二位のベトナムは我が国の領土であったことはなく、そもそも対象ではなかった方々まで無尽蔵に使ってしまうのかという指摘であり、いわゆるヘイトなどとは無縁の話です。純粋に年金制度を取り巻く社会保障の在り方、特に地方における財源問題です。

私たち日本人は真面目に年金を納め、それでも老後の糧としてはか細いと覚悟しているところ、同一労働をしている外国人においては年金を何度も切り崩して現金化、老後については生活保護が唯一無二の選択。

(納税者として議員各位への要望)

夏はギリギリのように振る舞い、冬はアリよりもあたたかな生活を維持するため、私たちが負担を強いられる。若いころは年金の一時金を得て、老後は生活保護、社会保障の二重取りではないですか。しわ寄せとして私どもの子供たちまでもが成人後、さらなる税負担を強いられる格好です。納税者として全く納得できません。

議会事務局に送付された漫画は煽情的に編集されたものなのか、どこまでが事実なのでしょう。具体的に調べていただきたいのは、解約された数字が72万件もあるというのは本当なのか。また解約した外国人のうち、実際に我が国に何名が再入国を果たして、そのうち何人が永住者・帰化となっているのか。特に当自治体の内外を問わず本邦内に居住している外国人について散見する次第ですが、そのうち何人が無年金・低年金状態（つまり脱退一時金を得たことがある）なのか、それを自治体として把握する術はあるのか。さらに現在当自治体に居住する外国人のうち仮に7割程度が（高齢化をし）一気に生活保護制度に雪崩れ込んできた場合、当自治体の民生費ほどの程度が伸び、果たして今まで通りの行政サービスを納税者に実施することが可能かなどの観点から、予算に関する議決権を有する当議会を構成する議員として対応をお願いします。ご多忙のところ申し訳ございませんが、実態について知りたいため執行部に問うて頂けないでしょうか？

- ① 議会事務局に意見書案および資料が到着しているか確認をお願いします。
- ② 法定受託事務である個所について、議員として地方行政を質問等の方法で取り上げて頂きたいです。
- ③ 国会における代表質問の質問・答弁の解釈について誤りがあれば教えて欲しい。
- ④ 制度運用上の問題が事実であることが把握できた場合には、改善を求めるべく地方自治法99条に基づく意見書の採択をお願いします。

令和 年 月 日

(氏 名)

(住 所)

(連絡先)

(納税者として議員各位への要望)

(参考・ネット上に公開されている脱退一時金の例)

下記の参考値も市議会において質問があり、行政側で算定して妥当であると答弁を得たとのこと。当自治体でも同様の金額になるのかお調べ頂けないでしょうか？

ケース1 技能実習生	(給料17万円/月) 3年	還付額目安 559,980円
B国から技能実習生として来日。介護施設で3年働き技能実習期間が終了し帰国。		
内訳 ①脱退一時金 447,984円 + ②源泉所得税分 111,996円		

ケース2 特定技能	(給料22万円/月) 5年	還付額目安 1,207,800円
M国から「特定技能」で入国し、日本の飲食店で5年間働いて帰国した場合。		
内訳 ①脱退一時金 966,240円 + ②源泉所得税分 241,560円		

ケース3 語学学校講師	(1年目28万円、2年目30万円/月)	還付額目安 614,880円
JETプログラムで来日し、地方の小中学校で2年間にわたり英語の教師として勤務。		
内訳 ①脱退一時金 491,904円 + ②源泉所得税分 122,976円		

ケース4 日本企業勤務	(28万円/月+賞与30万円×2回/年) 5年	還付額目安 1,537,240円
留学生として来日し日本の大学を卒業、日本企業で5年間就労して帰国。		
内訳 ①脱退一時金 1,229,800円 + ②源泉所得税分 307,440円		